

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則	福 祉 保 健 課
○行旅病人行旅死亡人及びその同伴者の救護並びに取扱いに関する規則の一部を改正する規則	〃
○長崎県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則	こ ども 家 庭 課
◎ 告 示	
・指定納付受託者の指定（2件）	税 務 課
・歳入（寄附金）の収納の事務委託	〃
・令和3年度地籍調査に関する事業計画	土 地 対 策 室
・水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定	地 域 環 境 課
・使用料徴収事務の委託	新 産 業 創 造 課
・障害者の雇用の促進等に関する法律による障害者就業・生活支援センターの指定	雇 用 労 働 政 策 課
・区画漁業の免許	漁 業 振 興 課
・長崎県知事管理漁獲可能量の変更	〃
・廃川敷地等の発生	河 川 課
◎ 公 告	
・大規模小売店舗の変更事項届出（4件）	経 営 支 援 課
・大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見	〃
・漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（2件）	漁 業 振 興 課
・令和4年度長崎県調理師試験の実施	国 保 ・ 健 康 増 進 課
◎ 公安委員会告示	
・少年指導委員の委嘱	少 年 課

規 則

衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則をここに公布する
令和4年4月1日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第19号

衛生事務に関する権限委任規則の一部を改正する規則
衛生事務に関する権限委任規則（昭和26年長崎県規則第30号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>第1条 県立保健所長に知事の権限に属する次の事務を委任する。ただし、第93号から第97号までに掲げる事務については五島保健所長に限る。</p> <p>(1)～(84)の2 略</p> <p><u>(84)の3 食品衛生法第58条第1項の規定による食品等の回収の届出に関すること。</u></p> <p>(85)～(85)の5 略</p> <p><u>(85)の6 食品表示法第10条の2第1項の規定による食品の回収の届出に関すること。</u></p> <p><u>(85)の7～(136) 略</u> (大気汚染防止法関係)</p> <p>(137) 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第6条第1項及び第7条第1項、第17条の5第1項及び第17条の6第1項、第18条第1項及び第18条の2第1項、第18条の6第1項及び第18条の7第1項並びに第18条の28第1項及び第18条の29第1項の規定によるばい煙発生施設等の設置等の届出の受理に関すること。</p> <p>(138) 大気汚染防止法第8条第1項、第17条の7第1項、第18条第3項、第18条の6第3項及び第18条の30第1項の規定によるばい煙発生施設等の構造等の変更の届出の受理に関すること。</p> <p>(139) 大気汚染防止法第11条(同法第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出者の氏名の変更等の届出の受理に関すること。</p> <p>(140) 大気汚染防止法第12条第3項(同法第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出者の地位の承継の届出の受理に関すること。</p> <p>(141) <u>大気汚染防止法第18条の15第6項の規定による解体等工事に係る調査の結果の報告の受理に関すること。</u></p> <p>(142) <u>大気汚染防止法第18条の17第1項及び第2項の規定による特定工事の施工の届出の受理に関すること。</u></p> <p>(143)～(150) 略</p> <p><u>(150)の2 薬機法第6条の2第1項及び第4項の規定による地域連携薬局の認定及び認定の更新の申請の受理に関すること。</u></p> <p><u>(150)の3 薬機法第6条の3第1項及び第5項の規定による専門医療機関連携薬局の認定及び認定の更新の申請の受理に関すること。</u></p> <p>(150)の4 略</p> <p>(150)の5 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号。以下この条において「薬機法令」という。)第80条の規定に基づく薬機法第12条第1項及び第4項の規定による医薬品等製造販売業の許可及び許可の更新の申請の受理に関すること。</p> <p>(150)の6 薬機法令第80条の規定に基づく薬機法第13条第1項及び第4項の規定による医薬品等製造業の許可及び許可更新の申請の受理に関すること。</p> <p>(150)の7 薬機法令第80条の規定に基づく薬機法第13条第8項の規定による医薬品等製造業に係る許可区分の変更又は追加の許可の申請の受理に関すること。</p> <p>(150)の8 薬機法令第80条の規定に基づく薬機法第13条の2の2第1項及び第4項の規定による医薬品等の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録及び登録の更新の申請の受理に関すること。</p>	<p>第1条 県立保健所長に知事の権限に属する次の事務を委任する。ただし、第93号から第97号までに掲げる事務については五島保健所長に限る。</p> <p>(1)～(84)の2 略</p> <p>(85)～(85)の5 略</p> <p><u>(85)の6～(136) 略</u> (大気汚染防止法関係)</p> <p>(137) 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第6条第1項及び第7条第1項、第17条の5第1項及び第17条の6第1項、第18条第1項及び第18条の2第1項、第18条の6第1項並びに第18条の23第1項及び第18条の24第1項の規定によるばい煙発生施設等の設置等の届出の受理に関すること。</p> <p>(138) 大気汚染防止法第8条第1項、第17条の7第1項、第18条第3項、第18条の6第3項及び第18条の25第1項の規定によるばい煙発生施設等の構造等の変更の届出の受理に関すること。</p> <p>(139) 大気汚染防止法第11条(同法第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の31第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出者の氏名の変更等の届出の受理に関すること。</p> <p>(140) 大気汚染防止法第12条第3項(同法第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の31第2項において準用する場合を含む。)の規定による届出者の地位の承継の届出の受理に関すること。</p> <p>(141) <u>大気汚染防止法第18条の15第1項及び第2項の規定による特定工事の施工の届出の受理に関すること。</u></p> <p>(142)～(150) 略</p> <p>(150)の2 略</p> <p>(150)の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令(昭和36年政令第11号。以下この条において「薬機法令」という。)第80条の規定に基づく薬機法第12条第1項及び第2項の規定による医薬品等製造販売業の許可及び許可の更新の申請の受理に関すること。</p> <p>(150)の4 薬機法令第80条の規定に基づく薬機法第13条第1項及び第3項の規定による医薬品等製造業の許可及び許可更新の申請の受理に関すること。</p> <p>(150)の5 薬機法令第80条の規定に基づく薬機法第13条第6項の規定による医薬品等製造業に係る許可区分の変更又は追加の許可の申請の受理に関すること。</p>

- (15) の 9 薬機法令第80条の規定に基づく薬機法第14条第1項及び第15項の規定による医薬品等の製造販売の承認及び製造販売承認事項の一部変更の承認の申請の受理に関すること。
- (15) の10 薬機法令第80条の規定に基づく薬機法第14条第7項（同条第15項において準用する場合を含む。）の規定による医薬品等の製造管理及び品質管理の基準に係る適合性調査の申請の受理に関すること。
- (15) の11 薬機法令第80条の規定に基づく薬機法第14条第16項の規定による承認事項の軽微な変更の届出の受理に関すること。
- (15) の12 薬機法令第80条の規定に基づく薬機法第14条の2第1項及び第2項の規定による医薬品等の製造管理及び品質管理の基準に係る区分適合性調査の申請の受理に関すること。
- (15) の13 薬機法令第80条の規定に基づく薬機法第14条の7の2第3項の規定による変更を行う医薬品等の製造管理及び品質管理の基準に係る適合性の確認の申請の受理に関すること。
- (15) の14～(15) の16 略
- (15) の17 薬機法令第80条の規定に基づく薬機法第23条の2第1項及び第4項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可及び許可の更新の申請の受理に関すること。
- (15) の18 略
- (15) の19 薬機法令第80条の規定に基づく薬機法第23条の2の16第1項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業者の休廃止等の届出の受理に関すること。
- (15) の20 薬機法令第80条の規定に基づく薬機法第23条の2の16第2項の規定による（同法第40条の3において準用する場合を含む。）医療機器若しくは体外診断用医薬品の製造業者又は医療機器の修理業者の休廃止等の届出の受理に関すること。
- (15) の21 薬機法令第80条の規定に基づく薬機法第23条の20第1項及び第4項の規定による再生医療等製品製造販売業の許可及び許可の更新の申請の受理に関すること。
- (15) の22 薬機法令第80条の規定に基づく薬機法第23条の36の規定による再生医療等製品製造販売業者の休廃止等の届出の受理に関すること。
- (15) の23 略
- (15) の24 薬機法第36条の8第2項の規定による販売従事者の登録の申請の受理に関すること。
- (15) の25 略
- (15) の26 薬機法令第80条の規定に基づく薬機法第40条の2第1項及び第4項の規定による医療機器の修理業の許可及び許可の更新の申請の受理に関すること。
- (15) の27 薬機法令第80条の規定に基づく薬機法第40条の2第7項の規定による医療機器の修理業に係る修理区分の変更又は追加の許可の申請の受理に関すること。
- (15) の28 薬機法令第80条の規定に基づく薬機法第80条第1項の規定による輸出用の医薬品等の製造開始時又は定期的な製造管理及び品質管理の基準に係る適合性調査の申請の受理に関すること。
- (15) の29 薬機法令第2条の8第1項及び第2条の9第1項の規定による地域連携薬局等の認定証の書換え交付及び再交付の申請の受理に関すること。
- (15) の30 薬機法令第2条の10の規定による地域連携薬局等の認定証の返納の届出の受理に関すること。
- (15) の31及び(15) の32 略

- (15) の 6 薬機法令第80条の規定に基づく薬機法第14条第1項及び第9項の規定による医薬品等の製造販売の承認及び製造販売承認事項の一部変更の承認の申請の受理に関すること。
- (15) の 7 薬機法令第80条の規定に基づく薬機法第14条第6項（同条第9項において準用する場合を含む。）の規定による医薬品等の製造管理及び品質管理の基準に係る適合性調査の申請の受理に関すること。
- (15) の 8 薬機法令第80条の規定に基づく薬機法第14条第10項の規定による承認事項の軽微な変更の届出の受理に関すること。
- (15) の 9～(15) の11 略
- (15) の12 薬機法令第80条の規定に基づく薬機法第23条の2第1項及び第2項の規定による医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可及び許可の更新の申請の受理に関すること。
- (15) の13 略
- (15) の14 薬機法第40条の3において準用する薬機法令第80条の規定に基づく薬機法第23条の2の16第2項の規定による医療機器の修理業の休廃止等の届出の受理に関すること。
- (15) の15 薬機法令第80条の規定に基づく薬機法第23条の20第1項及び第2項の規定による再生医療等製品製造販売業の許可及び許可の更新の申請の受理に関すること。
- (15) の16 略
- (15) の17 薬機法第36条の8第2項の規定による販売従事者の登録の受理に関すること。
- (15) の18 略
- (15) の19 薬機法令第80条の規定に基づく薬機法第40条の2第1項及び第3項の規定による医療機器の修理業の許可及び許可の更新の申請の受理に関すること。
- (15) の20 薬機法令第80条の規定に基づく薬機法第40条の2第5項の規定による医療機器の修理業に係る修理区分の変更又は追加の許可の申請の受理に関すること。
- (15) の21及び(15) の22 略

<p>(151) の33 薬機法令第16条の4第1項及び第16条の5第1項の規定による医薬品等の製造業のうち保管のみを行う製造所に係る登録証の書換え交付及び再交付の申請の受理に関すること。</p> <p>(151) の34 薬機法令第26条の4第1項及び第26条の5第1項の規定による基準確認証の書換え交付及び再交付の申請の受理に関すること。</p> <p>(151) の35及び(151) の36 略</p> <p>(151) の37 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下この条において「薬機法規則」という。）第16条の3第1項の規定による地域連携薬局等の変更の届出の受理に関すること。</p> <p>(151) の38 薬機法規則第159条の10第1項の規定による販売従事登録の消除の申請の受理に関すること。</p> <p>(151) の39～(171) 略</p>	<p>(150) の23及び(150) の24 略</p> <p>(150) の25 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和36年厚生省令第1号。以下この条において「薬機法規則」という。）第159条の10第1項の規定による販売従事登録の消除の申請の受理に関すること。</p> <p>(150) の26～(170) 略</p>
--	---

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

行旅病人行旅死亡人及びその同伴者の救護並びに取扱いに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第20号

行旅病人行旅死亡人及びその同伴者の救護並びに取扱いに関する規則の一部を改正する規則

行旅病人行旅死亡人及びその同伴者の救護並びに取扱いに関する規則（昭和35年長崎県規則第59号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第2号、様式第4号及び様式第5号中「印」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

長崎県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年4月1日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第21号

長崎県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

長崎県児童福祉法施行細則（平成13年長崎県規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前								
<p>別表第1（第7条第1号関係） 児童入所施設徴収金基準額表（扶養義務者用）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50px;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>1～4 略</td> </tr> </table>	略		備考	1～4 略	<p>別表第1（第7条第1号関係） 児童入所施設徴収金基準額表（扶養義務者用）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50px;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>1～4 略 5 <u>次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（地方税法第292条第1項第13号に規定する所得金額の合計額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下</u></td> </tr> </table>	略		備考	1～4 略 5 <u>次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（地方税法第292条第1項第13号に規定する所得金額の合計額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下</u>
略									
備考	1～4 略								
略									
備考	1～4 略 5 <u>次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得（地方税法第292条第1項第13号に規定する所得金額の合計額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下</u>								

5及び6 略

7 助産施設における助産の実施については次のとおりである。

(1) 法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

ア 略

イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、40万8,000円以上であるとき。

(2) 略

同じ。)が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取り扱う。

また、上記により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、1における所得割の額を計算する場合には、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計から、(1)又は(3)に該当する場合にあっては26万円を、(2)に該当する場合にあっては30万円を控除するものとする。

(1) 婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子（前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額（以下「基礎控除額」という。）以下である子（他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。））を有するもの（(2)に掲げる者を除く。）

(2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの

(3) 婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子（前年の所得が基礎控除額以下である子）を有し、かつ前年の所得が500万円以下であるもの

6及び7 略

8 助産施設における助産の実施については次のとおりである。

(1) 法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

ア 略

イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金」という。）が、40万4,000円以上であるとき。

(2) 略

様式第10号を次のように改める。

様式第10号（第4条関係）

里 親 調 査 票

										登 録 日 時		
										※ 年 月 日		
〈希望里親種別〉			※ 経 由 児童相談所								年 月 日調査	
										調査者		
申 請 者 に つ い て の 事 項	住 所							本 籍				
	交通目標							電話番号				
			申請者1についての事項			(登録番号)		申請者2についての事項			(登録番号)	
	氏名											
	生年月日		年 月 日 (満 歳)					年 月 日 (満 歳)				
	職 業											
	履 歴											
	健康状態											
	性 格											
	宗 教											
児童受託の動機					理解度熱意等 養育に対する					養育の方針		
希望する養育期間												
起 居 を 共 に す る 者	氏 名	年齢	性別	間 柄	健康状態	性格	職 業	履 歴	養育に対する理解の程度			

家庭 の 状況	住居	地域的状况		学校の状況及びその距離					
	家庭内の雰囲気			出入りする人の傾向					
	家計及資産	昨1か年間の収入支出		資 産	田畑	山林	宅地	家屋	その他動産
		収 入	支 出	坪 数					
過去の委託経過	児童氏名	当 歳 か月		性別	当 歳 か月		性別		
	委託日時								
	養育期間								
★児童相談所長の意見	年 月 日 長崎県 こども・女性・障害者支援センター所長 印			知事の認定	年 月 日 長崎県知事 印				
※爾後経過									
年 月 日									

- 「備考」 1 ※印は都道府県において記入すること。
 2 ★印は児童相談所長が記入すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、別表第1備考5を削り、同表備考6を備考5とし、備考7を備考6とし、備考8を備考7とする改正規定は令和3年7月1日から、改正後の別表第1備考7の規定は令和4年1月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の長崎県児童福祉法施行細則の規定によりなされた申込その他の手続で改正後の長崎県児童福祉法施行細則（以下「新規則」という。）に相当の規定があるときは、新規則の相当の規定によりなされた申請その他の手続とみなす。

告 示

長崎県告示第293号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、ふるさと長崎応援寄附金に係る指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 指定年月日
令和4年4月1日
- 2 指定納付受託者の所在地及び名称
 - (1) 東京都港区海岸1丁目7番1号
SBペイメントサービス株式会社
 - (2) 東京都千代田区紀尾井町1番3号
P a y P a y株式会社
 - (3) 東京都世田谷区玉川1丁目14番1号
楽天グループ株式会社
 - (4) 東京都渋谷区桜丘町22番14号
株式会社アイモバイル
 - (5) 東京都渋谷区千駄ヶ谷5丁目27番11号
株式会社JR東日本ネットステーション
 - (6) 福岡県福岡市西区姪浜駅南1丁目7番1号
株式会社F F Gカード
 - (7) 東京都渋谷区渋谷2丁目24番12号
株式会社トラストバンク

長崎県告示第294号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、自動車税種別割のクレジット納付に係る指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 指定年月日
令和4年4月1日
- 2 指定納付受託者の所在地及び名称
 - (1) 大阪府大阪市中央区今橋4丁目5番15号
三井住友カード株式会社
 - (2) 福岡県福岡市西区姪浜駅南1丁目7番1号
株式会社F F Gカード

長崎県告示第295号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 委託年月日
令和4年3月22日
- 2 受託者の所在地及び名称
 - (1) 東京都中央区京橋2丁目2番1号
株式会社さとふる
 - (2) 大阪府大阪市中央区南本町2丁目6番12号
株式会社JTB ふるさと開発事業部
 - (3) 東京都渋谷区渋谷2丁目24番12号
株式会社トラストバンク
- 3 委託事務
地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号の規定に該当する「ふるさと長崎応援寄附金」の収納事務
- 4 委託期間
令和4年4月1日から令和5年5月31日まで

長崎県告示第296号

令和3年度地籍調査に関する事業計画（令和3年長崎県告示第820号）を次のように改正する。

令和4年4月1日

長崎県知事 大石 賢吾

調査を行う者の名称	調査目的	調査地域	調査期間
長崎市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化及び、災害等の迅速な復旧を図るため	城山町 城栄町 弁天町 旭町 八景町 田上二丁目 大崎町第1 宮摺町第1 青山町第1 青山町第2 西山一丁目第1 西山一丁目第2 大浦町 東山町 下町	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
		光町 曙町 淵町第1 淵町第2 虹が丘町 立岩町第1 立岩町第2	令和3年4月1日から 令和5年3月31日まで
佐世保市	地籍の明確化により、防災対策の推進に資するため。	大和第一	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
		須田尾若葉 白南風干尽	令和3年4月1日から 令和5年3月31日まで

		木風 南風崎第一 稲荷第一藤原	
島原市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	白山第6（一部） 白山第6（残部） 白山第7・霊丘第1 白山第8・霊丘第2	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
諫早市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	貝津第1の1 小船越第3 貝津第2の1 貝津第2の2 久山第2	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
大村市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	鈴田第二 三浦第一 三浦第二 三浦第三 三浦第四 三浦第五 三浦第六	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
平戸市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	大久保第16-2 木引B 木引D 木引E 木引F 宝亀D 大久保第16-1 大久保第17	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
		大久保第15 宝亀A 津吉A 津吉D 大久保第10-2 大久保第14-2 宝亀B 宝亀C 津吉B 津吉C	令和3年4月1日から 令和5年3月31日まで
松浦市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	相坂第1 田原	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
		相坂第2 志佐高野第1 志佐高野第2 大崎 赤木第1	令和3年4月1日から 令和5年3月31日まで
対馬市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	下原第1 檜根第5 琴第4-2 貝口第1 貝口第2	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで

		貝口第3 嵯峨第1 佐護西里第4 佐護西里第5-1 佐護西里第5-2 濃部第1 濃部第2 飼所第1 古里第1-1 古里第1-2 久和第1 久和第2 久和第3 久和第4 久和第5	
五島市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	玉之浦第四 増田第一 荒川第十四 荒川第十五 小泊第一 小泊第三 小泊第四 増田第三 増田第四 増田第五 野々切第一 野々切第二 野々切第三 野々切第四 野々切第五 野々切第六	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
雲仙市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	北本町第2 北本町第3 雲仙第2 雲仙第3	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで
南島原市	地籍の明確化により、公共事業の円滑化を図るため	永引無田（一部） 永引無田第2 須川西第1 下宮原第3（残部） 野田第3 田平第5 田平第6 野田第2（一部） 野田第2（残部）	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで

長崎県告示第297号

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定に基づき、次の表の水域名の欄及び水域の範囲の欄に掲げる公共用水域が該当する水域類型（水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「環境庁告示」という。）別表2に掲げる類型をいう。以下同じ。）を同表の該当類型の欄に掲げるとおり指定す

るとともに、当該水域類型に係る基準値の達成期間を同表の達成期間の欄に掲げるとおり定める。

令和4年4月1日

長崎県知事 大石 賢吾

公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定

水域名	水域の範囲	該当類型	達成期間
仁田川	全域	生物B	イ
瀬川	全域	生物B	イ
志佐川	全域	生物B	イ
長与川	全域	生物B	イ
時津川	全域	生物B	イ
郡川(1)	県営萱瀬ダムえん堤より上流	生物A	イ
郡川(2)	県営萱瀬ダムえん堤より下流	生物B	イ
川棚川	全域	生物B	イ
東大川	全域	生物B	イ
千々石川	全域	生物B	イ

- (注) 1 該当類型の欄中の生物A及び生物Bは、環境庁告示別表2の1の(1)のイに掲げる類型を示す。
2 達成期間の欄中のイは、直ちに達成を示す。

長崎県告示第298号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり使用料の徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

長崎県知事 大石 賢吾

- 委託年月日
令和4年4月1日
- 受託者の住所及び氏名
長崎県佐世保市ハウステンボス町5番地3
ハウステンボス・技術センター株式会社 代表取締役 松尾 貴
- 委託事務の内容
佐世保情報産業プラザ条例（平成18年長崎県条例第51号）第12条に規定する使用料の徴収
- 委託期間
令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

長崎県告示第299号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第1項の規定に基づき、障害者就業・生活支援センター業務を行う者として、次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年4月1日

長崎県知事 大石 賢吾

- 指定を受けた者の名称
特定非営利活動法人 あたたかい心
- 指定を受けた者の住所
愛知県名古屋市千種区内山一丁目11番16号
- 指定を受けた者の事務所の名称
上五島障害者就業・生活支援センター
- 指定を受けた者の事務所の所在地
南松浦郡新上五島町有川郷669-9
- 指定年月日

令和4年4月1日

長崎県告示第300号

令和4年4月1日付けをもって次のとおり区画漁業を免許したので公示する。

令和4年4月1日

長崎県知事 大石 賢吾

- | | |
|----------------------|------------|
| 1 五島海区漁場計画の公示の際の公示番号 | 長崎県告示第827号 |
| 2 漁業権者の住所及び氏名 | 別表のとおり |
| 3 漁業権に関する事項 | |
| (1) 免許番号 | 別表のとおり |
| (2) 漁場の位置 | 別表のとおり |
| (3) 漁場の区域 | 別表のとおり |
| (4) 漁業種類及び漁業の名称 | 別表のとおり |
| (5) 漁業時期 | 別表のとおり |
| (6) 存続期間 | 別表のとおり |
| (7) 個別漁業権又は団体漁業権の別 | 別表のとおり |
| (8) 関係地区 | 別表のとおり |
| (9) 条件 | 別表のとおり |

免許 番号	漁業権者		漁場の 位置	漁 場 の 区 域		漁 業 種 類 及び漁業 の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条 件
	住所	氏名 又は名称		区 域	基 点						
五区 第1509 号	長崎県南 松浦郡 新上五島 町若松郷 639番地	神部漁業 協同組合	長崎県 南松浦郡 新上五島 町 若松郷 田ノ小島 長瀬地先	次のイ、ロ、 ハ、二、ホ、 ヘ、ト、チの各 点を順次結んで イに至る各直線 によって囲まれ た区域	1 南松浦郡新上五島町 若松郷田ノ小島北西 標識 2 同郡同町同郷田ノ小 島長瀬海岸標識 3 同郡同町同郷田ノ小 島西端標識	第1種魚 類小割式 養殖業 (くろを ぐろを除 く)	1月1日 から 12月31日 まで	令和4年 4月1日 から令和 5年8月 31日まで	団体漁 業権	南松浦 郡新上五 島町若松郷 神部田ノ 小島	
					イ 2から22度 230メートルのところ ロ 2から339度 290メートルのところ ハ 3から239度 210メートルのところ ニ 3から179度 150メートルのところ ホ 3から158度 70メートルのところ ヘ 3から287度 65メートルのところ ト 2から287度 130メートルのところ チ 1と2を結ぶ直線上 2から20メートルの ところ						

長崎県告示第301号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、長崎県知事管理漁獲可能量（令和3年長崎県告示第483号）の一部を次のとおり変更し、令和4年4月1日から適用する。なお、同項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和4年4月1日

長崎県知事 大石 賢吾

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項 令和3年7月1日から令和4年6月30日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。 【まさば及びごまさば】 <u>27,000トン</u> 2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項 令和3年7月1日から令和4年6月30日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。 【まさば及びごまさば】 長崎県まさば及びごまさば中型まき網漁業 <u>26,200トン</u> 長崎県まさば及びごまさばその他漁業 現行水準	1 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項 令和3年7月1日から令和4年6月30日の都道府県別漁獲可能量は以下のとおりである。 【まさば及びごまさば】 <u>25,000トン</u> 2 都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する知事管理漁獲可能量に関する事項 令和3年7月1日から令和4年6月30日の知事管理漁獲可能量は以下のとおりとする。 【まさば及びごまさば】 長崎県まさば及びごまさば中型まき網漁業 <u>24,300トン</u> 長崎県まさば及びごまさばその他漁業 現行水準

長崎県告示第302号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じた。
 その関係図面は、長崎県土木部河川課に備え置いて縦覧に供する。
 令和4年4月1日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 河川の名称
二級河川福江川水系福江川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
令和4年4月1日
- 3 廃川敷地等の位置
五島市吉久木町6番3
五島市吉久木町7番5
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 19.16平方メートル

公 告

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和4年4月1日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
フレスポ福田West
長崎県長崎市小浦町859-18 外26筆

- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
大和リース株式会社
大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号
株式会社ナフコ
福岡県北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
株式会社ローソン
東京都品川区大崎一丁目11番2号ゲートシティ大崎イーストタワー
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)
株式会社西松屋チェーン 代表取締役社長 大村 禎史
兵庫県姫路市飾東町庄266番1号
外6店
(変更後)
株式会社西松屋チェーン 代表取締役社長 大村 浩一
兵庫県姫路市飾東町庄266番1号
外5店
- (4) 変更の年月日
令和4年3月7日 外
- 2 届出年月日
令和4年3月15日
- 3 関係書類の縦覧
- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課及び長崎市商工部商工振興課
- 4 その他
法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和4年4月1日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 届出の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
みらい長崎ココウォーク
長崎県長崎市茂里町1番55号
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
長崎自動車株式会社
長崎県長崎市新地町3番17号
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社マツモトキヨシ九州販売 代表取締役 上村 浩司
福岡県福岡市博多区住吉2丁目2番1号 スクエア博多イースト9F
外61店
(変更後) 株式会社マツモトキヨシ九州販売 代表取締役 上村 浩司

福岡県福岡市博多区住吉2丁目2番1号 スクエア博多イースト9F
外62店

(4) 変更の年月日
令和3年12月16日 外

2 届出年月日
令和4年3月16日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間
公告の日から4月間

(2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課及び長崎市商工部商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和4年4月1日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
西友道の尾店

長崎県長崎市葉山一丁目6-10

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社西友

東京都北区赤羽二丁目1番1号

(3) 変更した事項

①大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）合同会社西友 代表社員 株式会社西友ホールディングス 職務執行者 大久保 恒夫
東京都北区赤羽二丁目1番1号

（変更後）株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫
東京都北区赤羽二丁目1番1号

②大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）合同会社西友 代表社員 株式会社西友ホールディングス 職務執行者 大久保 恒夫
東京都北区赤羽二丁目1番1号

（変更後）株式会社西友 代表取締役 大久保 恒夫
東京都北区赤羽二丁目1番1号

(4) 変更の年月日
令和4年1月6日

2 届出年月日
令和4年3月22日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間
公告の日から4月間

(2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課及び長崎市商工部商工振興課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和4年4月1日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
コメリハード&グリーン平戸店
長崎県平戸市岩の上町196番3 外
- (2) 届出者の氏名又は名称及び住所
株式会社コメリ 代表取締役 捧 雄一郎
新潟県新潟市南区清水4501番地1
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗の名称
（変更前）（仮称）コメリBHG平戸店
（変更後）コメリハード&グリーン平戸店
- (4) 変更の年月日
令和4年2月28日

2 届出年月日

令和4年3月2日

3 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から4月間
- (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎県県北振興局商工水産部商工観光課及び平戸市商工物産課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部経営支援課に提出しなければならない。

大規模小売店舗立地法に基づく市町村の意見（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対し、同法第8条第1項の規定に基づく意見書の提出があったので、同法第8条第3項の規定により公告するとともに縦覧に供する。

令和4年4月1日

長崎県知事 大石 賢吾

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ深堀
長崎県長崎市深堀町一丁目145番22他 4筆

2 届出の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

3 意見書の概要

- (1) 意見書を提出した者
長崎市長 田上 富久
- (2) 意見書の内容

意見なし

4 関係書類の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から1月間
- (2) 縦覧場所
長崎県産業労働部経営支援課、長崎市商工部商工振興課

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和4年4月1日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名
長崎県西海市西彼町大串郷1690番地
長田 浩幸
長崎県西海市西彼町白崎郷544番地
津口 忠夫
- (2) 加入区
西彼町加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
西彼町漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から15日間
- (2) 縦覧場所
長崎県西海市西彼町八木原郷2017番地3
西彼町漁業協同組合

漁船損害等補償法に基づく発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（公告）

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により次の1のとおり事前届出があった。

なお、届出に係る指定漁船調書を次の2のとおり縦覧に供する。

令和4年4月1日

長崎県知事 大石 賢吾

1 届出事項

- (1) 発起人の住所及び氏名
長崎県長崎市野母町4028番地2
石野 公彦
長崎県長崎市為石町1325番地2
赤星 光晴
- (2) 加入区
野母崎三和町加入区
- (3) 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
野母崎三和漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間
公告の日から15日間
- (2) 縦覧場所

長崎県長崎市脇岬町3628番地81
野母崎三和漁業協同組合

令和4年度長崎県調理師試験の実施（公告）

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により調理師試験を次のとおり実施する。

令和4年4月1日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 試験期日 令和4年10月29日（土）午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 試験地 長崎市及び佐世保市
- 3 試験科目 公衆衛生学、食品学、栄養学、食品衛生学、調理理論及び食文化概論
- 4 出題数及び出題形式 全60問、マークシートによる四肢択一方式
- 5 受験資格 次の二つの要件を具備すること。
 - (1) 学歴 次の各号の一に該当するものであること。
 - ア 中学校を卒業した者
 - イ 旧国民学校令による国民学校の高等科を修了した者
 - ウ 旧中学校令による中等学校の2年の課程を修了した者
 - エ 旧師範教育令による附属中学校又は附属高等女学校の第2学年を修了した者
 - オ 旧盲学校及び聾唖学校令によるろうあ学校の中等部第2学年を修了した者
 - カ 旧高等学校令による高等学校尋常科の第2学年を修了した者
 - キ 旧青年学校令による青年学校の普通科の課程を修了した者
 - ク 内地以外の地域における学校の修了者であってイ、ウ又はカと同等の取扱いを受ける者
 - ケ 旧国民学校令による国民学校の初等科を終了した者又は学校教育法（昭和22年法律第26号）による小学校若しくは聾学校若しくは養護学校の小学部を終了した者であって調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）第4条に規定する施設又は営業において5年以上調理の業務に従事したもの
 - コ その他学校教育法第57条又は調理師法附則第3項に該当する者
 - (2) 調理業務従事の経験
調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において調理業務従事証明書の証明日までに2年以上調理の業務に従事した者（(1)のケに該当する者はあわせて7年以上の調理の業務の経験が必要となるので留意すること。）
- 6 受験手続
 - (1) 提出書類
 - ア 受験申請書 1部
 - イ 受験票・写真台帳 1部
（上半身、無帽、正面向きで6か月以内に撮影したもので、大きさ縦4センチメートル、横3センチメートル、裏面に受験都県、氏名及び生年月日を記入したものを所定の台紙に貼付すること。）
 - ウ 受験手数料の領収証書 1部
（振込取扱票にて受験手数料を支払い、金融機関の領収印が押印された領収証書を受験票の裏面に貼付すること。）
 - エ 受験票送付用封筒（84円分の切手を貼付すること。） 1部
 - オ 卒業証明書 1部（最終学歴のものでなくても可）
 - カ 調理業務従事証明書 1部
（調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したものであることを証する書類（5(1)ケに該当する者は別に5年間）の調理業務従事証明書を添付すること。）
 - キ 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）等 1部
（卒業証明書、調理業務従事証明書及び過去の調理師試験の受験票（原本）の氏名と現氏名が異なる場合のみ必要で、受験願書の提出日前6か月以内に交付されたもの）
 - * なお、長崎県が実施した令和元年度以降の調理師試験の受験票（原本）を提出する場合に限りオ又はカの書類を省略することができる。
 - (2) 受験手数料 6,400円（所定の払込取扱票を使用して、受験申請受付期間内に金融機関で支払うこと。）
 - (3) 受験願書の受付期間及び提出先

令和4年5月9日（月）から同年6月3日（金）までの間に、公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当（郵便番号103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-8-5 JACCビル5階 電話番号03-3667-1815、ファックス番号03-3667-1868）に「簡易書留」で郵送提出すること。

(4) 受験票の交付 受験票は公益社団法人調理技術技能センターから受験者へ直接送付する。

7 合格者の発表

(1) 合格者は令和4年12月16日（金）午前10時に公益社団法人調理技術技能センターのホームページに掲載する。また、長崎県庁玄関及び各保健所に掲示する。

(2) 合格者に対しては、公益社団法人調理技術技能センターから、合格通知書により通知を行う。

8 その他

(1) 試験について不明の点があるときは、公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当に問い合わせること。

(2) 受験申請書は、最寄りの保健所、長崎県福祉保健部国保・健康増進課又は公益社団法人調理技術技能センター 調理師試験担当で配布する。

郵便で受験申請書を請求する場合は、封筒（大きさは問わない）の表に「長崎県調理師試験 受験申請書希望」と明記し、宛先、郵便番号及び住所を記入し140円切手を貼った返信用封筒（角型2号）を同封して公益社団法人調理技術技能センターに請求すること。

郵便による受験申請書の請求は、令和4年5月9日（月）から同月27日（金）までの期間に到着したものに限り受け付ける。

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第13号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき少年指導委員を委嘱したので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条第2項及び長崎県少年指導委員運営規則（平成18年長崎県公安委員会規則第20号）第2条第2項の規定により公示する。

令和4年4月1日

長崎県公安委員会委員長 山中 勝義

活動区域	氏 名	連 絡 先	活動区域	氏 名	連 絡 先	
長崎地区	新ヶ江 憲和	長崎警察署 095-822-0110	大村地区	嘉村 俊明	大村警察署 0957-54-0110	
	吉田 朋司			田澤 眞三夫		
	増田 正直			藤谷 嘉弘		
	伊達木 仁司			平野 旅人		
	中原 寛喜		早岐地区	大木 亮諄	早岐警察署 0956-39-0110	
	出口 津與志			本田 実		
	山口 広助			佐世保地区	渡辺 幸子	佐世保警察署 0956-23-0110
	北村 直樹				芥川 圭一郎	
伊木 貞男	重信 哲					
峰 修	加藤 弘一郎					
大浦地区	山中 信生	大浦警察署 095-829-0110	江迎地区	荒木 和智	江迎警察署 0956-66-3110	
	戸崎 勇人			鶴田 修		
浦上地区	柴田 友弘	浦上警察署 095-842-0110		天野 浩州		
	白濱 典子			指山 立		
	田中 裕子			西牟田 良彦		
	西村 勇二			北村 隆博		
	宮瀬 美砂子		北 正勝			
	宮崎 美加		濱野 互			

	鍵原 行雄		松浦地区	福田 満 林 秀之	松浦警察署 0956-72-5110
時津地区	阿比留 寿人	時津警察署 095-881-0110	平戸地区	中村 幸一 亀山 勝孝	平戸警察署 0950-22-3110
諫早地区	田口 幸予子	諫早警察署 0957-22-0110	五島地区	大久保 嘉之	五島警察署 0959-72-8110
	大江 均			橋本 権生	
	尾崎 誠吾			松本 和哉	
	金城 邦彦			古川 八寿男	
島原地区	大石 和俊	島原警察署 0957-64-0110	対馬南地区	住田 要範	対馬南警察署 0920-52-0110
	井手 淳一				
	坂木 武史				
	森木 隆成				
	吉田 清隆				

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二二二
二二四

印刷所
印刷人

長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田
クイック
プリン
宏
弥ト